

「離職されたみなさまへ」とあわせてご確認ください

特定受給資格者及び特定理由離職者の範囲と判断基準について

（「離職されたみなさまへ」 3 ページ）

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者であり、一方、特定理由離職者とは、特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した者であり、これに該当した場合、

- ① 失業等給付（基本手当）の受給資格を得るには、通常、被保険者期間が 12 か月以上（離職以前 2 年間）必要ですが、被保険者期間が 12 か月以上（離職以前 2 年間）なくても 6 か月（離職以前 1 年間）以上あれば受給資格を得ることができます。
- ② 失業等給付（基本手当）の所定給付日数が手厚くなる場合があります。

※詳しくは、厚生労働省ホームページ「特定受給資格者及び特定理由離職者の範囲と判断基準

<https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/content/contents/000783308.pdf>

をご確認いただくか、安定所等（*）にお問合せ下さい。

離職票－２の離職理由欄等（⑦欄及び⑰欄）の記載方法について

離職票－２の交付を事業主から受けた方は、次の①から③を行った上で、住所又は居所を管轄する安定所等（*）に来所し、必要な手続きを行ってください。

- ① 離職票－２の記載内容をよく確認してください。
- ② 離職理由欄（⑦欄）及び離職者署名欄（⑰欄）に必要事項を記載してください。
- ③ 記載した内容を確認できる資料をお持ちの場合には、安定所等（*）に持参してください。

※手続きの詳細については、厚生労働省ホームページ「－離職票－２の離職理由欄等（⑦欄及び⑰欄）の記載方法について－」

<https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/content/contents/000783309.pdf>

をご確認いただくか、安定所等（*）にお問い合わせください。

（*）安定所等とは、公共職業安定所又は地方運輸局をいいます。